



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次 (*については県例規集掲載事項)

- 規則
 - *61 和歌山県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 (林業振興課)
- 告示
 - 859 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活課)
 - 860 生活保護法による施術機関の指定 (福祉保健総務課)
 - 861 " (")
 - 862 家畜伝染病予防法による監視伝染病の発生を予防するための検査の実施 (畜産課)
 - 863 家畜伝染病予防法による監視伝染病の発生を予防するための注射の実施 (")
 - 864 道路の位置の指定 (都市政策課)
- 公安委員会告示
 - 43 警備業法の規定による診断を行う医師の指定
- 公告
 - 開発行為の工事の完了 (都市政策課)

規 則

和歌山県規則第61号

和歌山県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年7月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

和歌山県林業・木材産業改善資金貸付規則 (平成15年和歌山県規則第108号) の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第2号様式を次のように改める。

別記第 1 号様式 (第 3 条関係)

林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書
(林業・木材産業改善措置に関する計画書)

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所 〒
電話番号
氏 名 印
(会社その他団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び
代表者の氏名)

林業・木材産業改善資金助成法第 7 条第 1 項の規定に基づき、林業・木材産業改善措置に関する計画を作成したので、林業・木材産業改善資金の貸付資格の認定を申請します。

林業・木材産業改善措置に関する計画

1 林業・木材産業改善措置の目的

| 林業・木材産業改善措置の目的 | 該当するものに○印を記載 | 添付する別紙 |
|-----------------|--------------|--------|
| 林業経営又は木材産業経営の改善 | | 別紙 1 |
| 林業労働に係る労働災害の防止 | | 別紙 2 |
| 林業労働に従事する者の確保 | | 別紙 3 |

(注) 林業・木材産業改善措置の目的の区分に応じ、それぞれ添付する別紙の欄に記載する別紙を添付すること。

2 林業・木材産業改善措置の内容

| 林業・木材産業改善措置の内容 | 該当するものに○印を記載 | 添付する別紙 |
|-------------------------------------|--------------|--------|
| 機械又は施設の導入 | | 別紙 4 |
| 森林施業の実施に係るもの | | 別紙 5 |
| 権限に基づき管理している立木と一体となった木材の安定供給に係る立木取得 | | 別紙 6 |

(注) 林業・木材産業改善措置の内容の区分に応じ、それぞれ添付する別紙の欄に記載する別紙を添付すること。

3 林業・木材産業改善措置の実施時期

| 項 目 | 年度別の事業量 | | | 年度 | 年度 | 林業・木材産業改善措置の対象 |
|-----|-------------|----|----|----|----|----------------|
| | 年度 (月 日) | 年度 | 年度 | | | |
| | | | | | | |

- (注) 1 全体の工程が明らかになるよう、林業・木材産業改善措置については、当該措置に係る事業及びその運用計画を明らかにするとともに、林業・木材産業改善措置以外の措置についても必要に応じ記載すること。
 2 2 の林業・木材産業改善措置の内容と整合を図って記載すること。
 3 項目の欄には、例えば、〇〇機械の導入、〇〇での間伐の実施、〇〇から立木の購入等と記載すること。
 4 年度別の事業量の欄には、当該認定に係る林業・木材産業改善措置に係る事業の完了予定月日を括弧書きで記載するとともに、年度別の運用計画を生産量、販売量、購入量、実施面積等の事業量で記載すること。
 5 林業・木材産業改善措置の対象の欄には、林業・木材産業改善措置として行う項目につき、○を付すこと。

4 林業・木材産業改善措置を実施するのに必要な資金の額及び調達方法

| 林業・木材産業改善資金貸付残高 円(年月日現在) | | | | | | | |
|-----------------------------|------|---------|---------|---------|---|---------|---------|
| 区 分 | 総事業費 | | | 資金内訳 | | | |
| | 計 | 改 善 資 金 | その他の借入金 | 自 己 資 金 | 計 | 改 善 資 金 | その他の借入金 |
| 年度 | | | | | | | |
| 年度 | | | | | | | |
| 年度 | | | | | | | |
| 年度 | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | |

- (注) 1 区分の欄には、機械・施設の導入、間伐の実施、作業路の開設、立木の購入等の取組の具体的な内容を記載することとし、資材購入等の林業・木材産業の経営改善に伴い必要となる改善措置も区分して記載すること。
 2 総事業費の計の欄の数値は、別紙 4、別紙 5 又は別紙 6 の所要額の欄の数値と一致させること。
 3 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令第 7 条第 1 項に規定する資金を調達方法とする場合は、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第 3 条第 1 項に規定する林業経営改善計画の認定書の写しを添付すること。
 4 林業労働力の確保の促進に関する法律施行令第 3 条第 1 項に規定する資金を調達方法とする場合は、林業労働力の確保の促進に関する法律第 5 条第 1 項に規定する改善計画の認定書の写しを添付すること。
 5 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第 12 条第 2 項に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第 4 条第 1 項に規定する農商工等連携事業計画の認定書の写しを添付すること。
 6 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律第 9 条に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第 4 条第 1 項に規定する生産製造連携事業計画の認定書の写しを添付すること。

別紙1 (林業経営又は木材産業経営の改善を目的とする場合)

林業・木材産業改善措置の目標

1 林業経営又は木材産業経営の現状と目標

| 項目 | 現状 | 目標 |
|--|----------|----------|
| 従業員数 (個人の場合にあつては、家族 従事者数を内書きすること。) | 人 (人) | 人 (人) |
| 資本金又は出資金(法人のみ) | 万円 | 万円 |
| 資本整備の状況 | | |
| 生産等の状況 | | |
| 年間収入 (法人の場合にあつては、年間 売上高) | 万円 | 万円 |
| 年間所得 (法人の場合にあつては、年間 営業利益) | 万円 | 万円 |

(注) 1 資本整備の状況の欄には、事業実施に必要な主な施設、機械器具等の設置状況について記載すること。

2 生産等の状況の欄には、林業又は木材産業に係る経営規模、年間事業量等を記載すること。

3 年間収入の欄及び年間所得の欄には、林業又は木材産業に係るものを記載すること。

2 林業・木材産業改善措置の具体的目標

| 改善項目 | 現状 | 目標 | 1との関係 |
|------|----|----|-------|
| | | | |

(注) 1 改善項目の欄には、林業・木材産業改善措置を実施することにより直接効果の現れる指標(生産性の向上、生産量の増加、生産及び販売コストの削減、品質の向上、販売量の増加、売上高の増加等)を記載すること。

2 現状の欄及び目標の欄には、改善項目の現状及び目標を原則として数値で記載すること。

3 1との関係の欄には、林業・木材産業改善措置の具体的目標と1で記載する年間収入又は年間所得との関係を記載すること。

別紙 2 (林業労働に係る労働災害の防止を目的とする場合)

林業・木材産業改善措置の目標

(林業労働従事者用)

| 項 目 | 現 状 | 目 標 |
|-------------|-----|-----|
| 年 間 従 事 日 数 | 日 | 日 |
| 保有安全衛生施設 | | |
| 労働災害防止 | | |

(注) 労働災害防止の欄には、災害による労働損失日数等の労働災害防止に係る現状及び目標を記載すること。

(雇用主(個人を含む。)用)

| 項 目 | 現 状 | 目 標 |
|----------|-----|-----|
| 従 業 員 数 | 人 | 人 |
| 年間延べ雇用量 | | |
| 保有安全衛生施設 | | |
| 労働災害防止 | | |

(注) 1 従業員及び延べ雇用量には、家族従事者を含めること。
 2 労働災害防止の欄には、災害による労働損失日数等の労働災害防止に係る現状及び目標を記載すること。

別紙 3 (林業労働に従事する者の確保を目的とする場合)

林業・木材産業改善措置の目標

| 項 目 | 現 状 | 目 標 |
|----------|-----|-----|
| 従 業 員 数 | 人 | 人 |
| 年間延べ雇用量 | | |
| 保有福利厚生施設 | | |
| 労働従事者の確保 | | |

(注) 1 従業員及び延べ雇用量には、家族従事者を含めること。

2 労働従事者の確保の欄には、新規雇用者数、従業員全体に占める若年(例えば40歳未満)従業員数の割合等の労働従事者の確保に係る現状及び目標を記載すること。

別紙 4 (機械・施設の導入の場合)

林業・木材産業改善措置の内容

年度 _____

| 項 目 | 現在設置している機械・施設 | 導入機械・施設 |
|-----------|------------------|----------------------------------|
| 目 的 | | |
| 品 目 | | |
| メ ー カ ー | | |
| 型 式 | | |
| 規 格、能 力 等 | | |
| 導 入 時 期 | 購入 年 月 日 | 設置予定 年 月 日 |
| 台 数 | 台 | 台 |
| 単 価 | — | 円 |
| 所 要 額 | — | 円 |
| そ の 他 | 処分方法(廃棄・下取・継続使用) | ①更新・新規 ②新品・中古(年製造) ③購入・賃貸 |

(注) 1 林業・木材産業改善措置の実施が複数年度にまたがる場合は、年度ごとに作成し、導入する機械又は施設が複数ある場合は、表を追加又は加工するなどして様式を変更すること。

2 その他の欄には、各記入欄に記述できない必要事項を記載すること。

別紙 5 (森林施業の実施に係るものである場合)

林業・木材産業改善措置の内容

年度 _____

| 項 目 | | 内 容 | | | | | |
|-------------------|-------|-----------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 目 的 | | | | | | | |
| 施業対象森林の概要 | | 別紙のとおり | | | | | |
| 作業種 | 森林の位置 | 作業種別の事業計画 | | | | | |
| | | 事業開始時期 ～終了時期 | 齢 級 | 面 積 | 材 積 | 延 長 | 所要額 |
| 間 伐 | | | | | | | |
| | 計 | | | | | | |
| 複層伐 | | | | | | | |
| | 計 | | | | | | |
| 作業路 の開設 ・改良 | | | | | | | |
| | 計 | | | | | | |
| 合 計 | | | | | | | |

- (注) 1 林業・木材産業改善措置の実施が複数年度にまたがる場合は、年度ごとに作成すること。
- 2 施業対象森林の概要は、所在地、現況（樹種別、林種別又は齢級別の面積及び蓄積）を別紙に記載し、位置を明らかにした図面を添付すること。

別記第2号様式(第4条関係)

林業・木材産業改善資金貸付申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

和歌山県林業・木材産業改善資金貸付規則第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり林業・木材産業改善資金の貸付けを申請します。

| | | | | | | |
|-----|--------------|-------|------|--------|--------------------------|-------|
| 申請者 | 住所 | 〒 | | | | |
| | ふりがな | | 電話番号 | 生年月日 | 年齢 | 職業 |
| | 氏名(名称及び代表者名) | 印 () | | 年 月 日生 | 歳 | |
| | 事業の概要 | | | | 設立の時期 (個人の場合は、事業開始時期) | 年 月 日 |

| 償還期間 | 据置期間 | 資金交付希望日 | 貸付けに係る事業の内容及び金額 | | | |
|------|------|---------|-----------------|-----|-----|-----|
| | | | 事業内容 | 事業量 | 事業費 | 申請額 |
| 年 | 年 | 年 月 日 | | | 千円 | 千円 |

| 償還計画 | 償還月日 | 償還年次 | 償還額 | 償還年次 | 償還額 | 償還年次 | 償還額 |
|------|------|---------|-----|----------|-----|----------|-----|
| | | 1年目(年) | 千円 | 6年目(年) | 千円 | 11年目(年) | 千円 |
| | | 2年目(年) | 千円 | 7年目(年) | 千円 | 12年目(年) | 千円 |
| | | 3年目(年) | 千円 | 8年目(年) | 千円 | 13年目(年) | 千円 |
| | | 4年目(年) | 千円 | 9年目(年) | 千円 | 14年目(年) | 千円 |
| | | 5年目(年) | 千円 | 10年目(年) | 千円 | 15年目(年) | 千円 |

| | | | | | | |
|-------|------|-------|------|--------|----|----|
| 連帯債務者 | 住所 | 〒 | | | | |
| | ふりがな | | 電話番号 | 生年月日 | 年齢 | 職業 |
| | 氏名 | 印 () | | 年 月 日生 | 歳 | |

| | | | | | | |
|-------|------|-----|------|--------|----|----|
| 連帯保証人 | 住所 | 〒 | | | | |
| | ふりがな | | 電話番号 | 生年月日 | 年齢 | 職業 |
| | 氏名 | () | | 年 月 日生 | 歳 | |
| | 住所 | 〒 | | | | |
| | ふりがな | | 電話番号 | 生年月日 | 年齢 | 職業 |
| | 氏名 | () | | 年 月 日生 | 歳 | |
| | 住所 | 〒 | | | | |
| | ふりがな | | 電話番号 | 生年月日 | 年齢 | 職業 |
| | 氏名 | () | | 年 月 日生 | 歳 | |

| 担保物件の有無 | 担保物件の内容 |
|---------|---------|
| 有・無 | |

※以下の欄は、関係機関が記入すること。

| 受理機関名 | 受理年月日 |
|-----------|-------|
| 事務(再)委託機関 | 年 月 日 |
| 市町村 | 年 月 日 |
| 林業事務所等 | 年 月 日 |

別記第7号様式を次のように改める。

別記第 7 号様式 (第 1 3 条関係)

年 月 日

林業・木材産業改善資金事業実施報告書

和歌山県知事 様

住 所 下

電話番号

氏 名

印

〔会社その他団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び
代表者の氏名〕

年 月 日付けで借用した林業・木材産業改善資金については、下記のとおり事業を実施したので報告します。

なお、事業計画の内容等については、林業・木材産業改善資金資格認定申請書（変更承認を受けた場合にあつては、林業・木材産業改善資金償還方法変更申請書）の記載内容と同様です。

記

1 借受状況

| | |
|---------|-------|
| 貸付決定年月日 | 年 月 日 |
| 貸付決定番号 | |
| 資金借受年月日 | 年 月 日 |
| 借受金額 | 千円 |

2 資金調達の実績

| 区分 | 総事業費 | 資金調達区分 | | |
|----|------|-----------------|------|------------|
| | | 林業・木材産業 改善資金 | 自己資金 | その他 () |
| 実績 | 円 | 円 | 円 | 円 |

(注) 借受申請が共同で行われた場合には、個人別明細表を添付すること。

3 事業実施状況

| | |
|---------|-------|
| 事業着工年月日 | 年 月 日 |
| 事業完了年月日 | 年 月 日 |
| 事業実施場所 | |

(注) 事業実施場所は、借受者の住所以外の場所で実施した場合のみ記入すること。

| 事業実績 | | | | |
|---------------------|----|----|------|-------|
| 内容 | 数量 | 単価 | 支払金額 | 領収書番号 |
| | | 円 | 円 | |
| 申請時の計画と実績の相違点及びその理由 | | | | |

- (注) 1 内容欄には、貸付対象の機械又は施設名（型式、規格等）、作業路の延長、森林面積等を詳細に記入すること。
- 2 領収書の写しを添付すること。
- 3 研修の場合は、研修実施機関における修了又は受講を証明する書類等の写しを添付すること。

4 事業費等の確認

| | | | |
|------------|--|---|--|
| 貸付対象機械等の適否 | | | |
| 貸付決定額の確認 | 貸付決定額 | 円 | |
| | 貸付超過額 | 円 | |
| | 貸付超過の場合の処理経過 | | |
| 確認の証明 | 上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 振興局 職氏名 (印) | | |

(注) 貸付対象機械等の適否の欄は、事業実績の中に貸付対象とならないものが含まれていないかを確認すること。

附 則
(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、所要の修正を加

え、なお使用することができる。

告 示

和歌山県告示第859号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成21年9月6日まで縦覧に供する。

平成21年7月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 申請年月日
平成21年7月6日
- 2 名称
特定非営利活動法人クロネット
- 3 代表者の氏名
畔柳妃佐代

4 主たる事務所の所在地

和歌山市松江中三丁目7番10号

5 定款に記載された目的

この法人は、障害を持つ人々が地域で当たり前のように生活していける社会の実現を図る為、障害を持つ人々が自立していけるような支援や、障害を持つ人々に暮らしやすいまちづくりのための啓発活動を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第860号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成21年7月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 指 定 番 号 | 氏 名 | 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|-------------|------|---------|---------------|--------------|
| 田柔 35-21 | 楠本弘一 | くすもと整骨院 | 田辺市上屋敷一丁目7-24 | 平成 21.6.8 |

和歌山県告示第861号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとさ

れる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成21年7月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 指 定 番 号 | 氏 名 | 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|-------------|------|---------|------------|---------------|
| 田あ 17-21 | 日野貴博 | あすなる治療院 | 田辺市学園24-20 | 平成 21.6.12 |

和歌山県告示第862号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき家畜の所有者に対し、その所有する家畜について監視伝染病に関する家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ずるので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成21年7月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 実施の目的
馬伝染性貧血の発生子防のため
- 2 実施する区域
紀南家畜保健衛生所の管轄区域
- 3 実施の対象とする家畜の種類及び範囲
馬

4 実施の期日

平成21年8月1日から同月31日まで

5 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条第2項に規定する方法

和歌山県告示第863号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定に基づき家畜の所有者に対し、その所有する家畜について監視伝染病に関する家畜防疫員の注射を受けるべき旨を命ずるので、同条第2項の規定において準用する同法第5条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成21年7月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 実施の目的
炭疽病の発生予防のため
- 2 実施する区域
海南市、紀の川市及び有田市
- 3 実施の対象とする家畜の種類及び範囲
牛
- 4 実施の期日
平成21年8月20日から平成22年3月31日まで
- 5 注射の方法
炭疽予防液(無莢膜弱毒株)を皮下に注射する。

和歌山県告示第864号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成21年7月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 指定番号 | 指定位置 | 申請者 住氏 所名 | 指定 年月日 | 道 路 | |
|------|---|--|-----------|-------------|-------------|
| | | | | 幅 員 メートル | 延 長 メートル |
| 3030 | 岩出市野上野字五斗久保269番3の一部、270番3の一部、271番1の一部、272番の一部 | 和歌山市黒田80番地1 東不動産販売株式会社 代表取締役 曾和勝彦 | 平成21.7.9 | 6.00 | 68.16 |

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第43号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第12条の3の規定による診断を行う医師を次のとおり指定した。

平成21年7月17日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

| 医師の氏名 | 勤務する病院名 | 病院の所在地 | 診断の対象者 |
|-------|--------------------|----------------------|--|
| 鶴飼聡 | 和歌山県立医科大学附属病院 | 和歌山県和歌山市紀三井寺811番地1 | 銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第2号に規定する政令で定める病気(銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)第5条の2第3号に定める病気を除く。)にかかっている者並びに同法第5条第1項第3号及び第4号に掲げる者 |
| 小瀬朝海 | 同上 | 同上 | |
| 馬島將行 | 県立こころの医療センター | 和歌山県有田郡有田川町庄31番地 | |
| 生駒芳久 | 同上 | 同上 | |
| 中谷好宏 | 同上 | 同上 | |
| 小野紀夫 | 紀南こころの医療センター | 和歌山県田辺市たきない町25番1号 | |
| 糸川秀彰 | 同上 | 同上 | |
| 角前修二 | 同上 | 同上 | |
| 長崎浩一郎 | 同上 | 同上 | 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第5条の2第3号に定める病気にかかっている者 |
| 篠崎和弘 | 和歌山県立医科大学附属病院 | 和歌山県和歌山市紀三井寺811番地1 | |
| 辻富基美 | 同上 | 同上 | |
| 大谷和正 | 医療法人すこやか会おおたにクリニック | 和歌山県御坊市名田町野島1番地7 | 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第16項に規定する認知症である者 |
| 篠崎和弘 | 和歌山県立医科大学附属病院 | 和歌山県和歌山市紀三井寺811番地1 | |
| 奥村匡敏 | 同上 | 同上 | |
| 上田英樹 | 上田神経科クリニック | 和歌山県伊都郡かつらぎ町笠田東171番地 | |

公 告

公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成21年7月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| | |
|--------------------|---|
| 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 | 紀の川市名手西野字杉ノ森256-2の一部、332-1、332-3、333-1の一部、334-1の一部、335、336、337-1、353-1、水路 |
| 許可を受けた者の住所及び氏名 | 紀の川市西大井338番地 紀の川市長 中村慎司 |